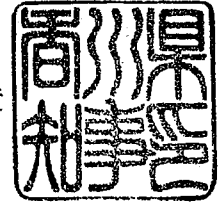


4 水産第 212128 号  
令和 4 年 7 月 13 日

香川海区漁業調整委員会  
会長 北尾 登史郎 様

香川県知事 浜 田 恵 造



海区漁場計画の作成について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第4項及び第86条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 免許の内容となる事項

- (1) 漁場の位置及び区域
- (2) 漁業の種類
- (3) 漁業時期
- (4) 存続期間
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別
- (6) 関係地区

別添海区漁場計画のとおり

2 条 件

別添海区漁場計画のとおり

3 保全沿岸漁場について

な し

計画番号 区第 450 号 (ひじき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手瀬戸地先

イ 点の位置

基点 A 瀬戸海岸西端の突堤突端

〃 B 大角鼻北の高頂 (160 メートル)

〃 C 瀬戸海岸西から二つ目の突堤突端

〃 D 馬戸防砂堤基部 (東から 4 本目)

〃 E 小島南東端

〃 F 小島南の高頂

点 イ AからB見通し線とCからE見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線とFからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Cイ、イロ、ロDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

名 称	漁 業 時 期
ひじき養殖業	12月1日から翌6月30日まで

(3) 存続期間 令和4年12月1日から令和5年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、  
正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

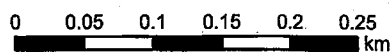
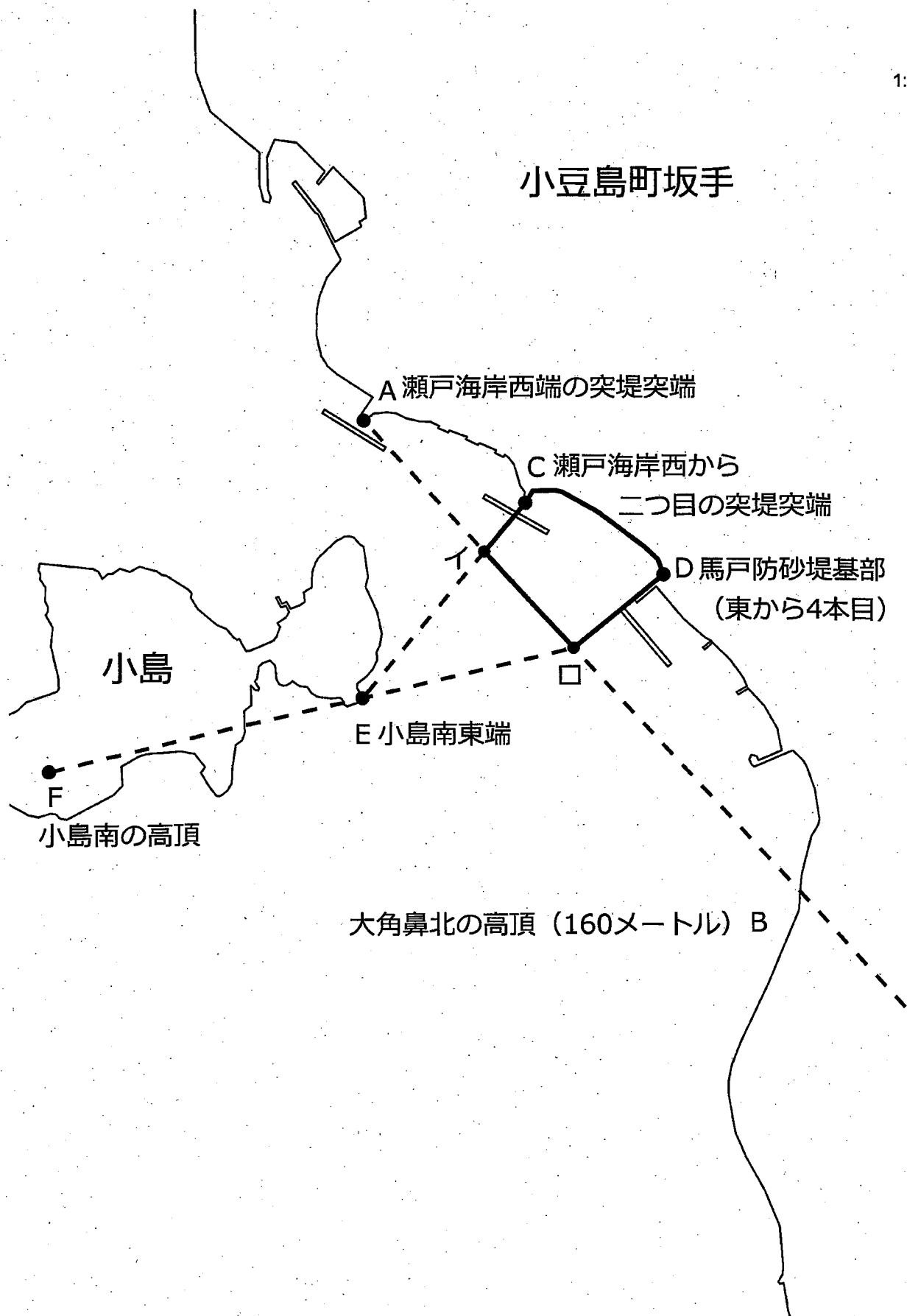
ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手



# 小豆島町坂手



計画番号 区第451号 (ひじき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦地先

イ 点の位置

基点 A 大岳鼻

〃 B 塩谷鼻東端

ウ 漁場の区域 直線ABと最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

名 称	漁 業 時 期
ひじき養殖業	12月1日から翌6月30日まで

(3) 存続期間 令和4年12月1日から令和5年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

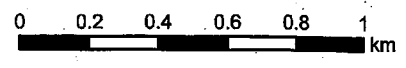
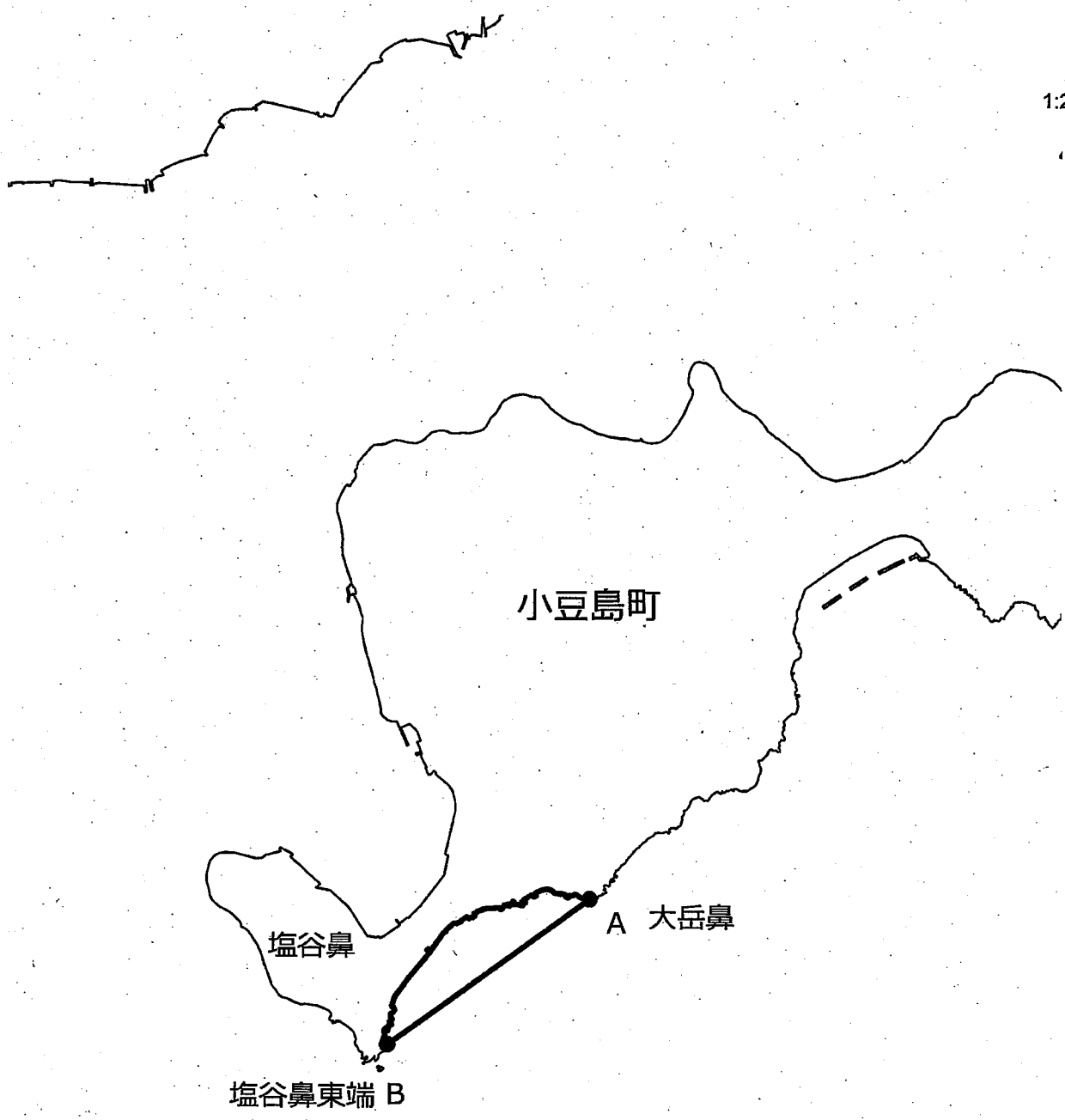
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽、田浦、西村



計画番号 区第 452 号 (ひじき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町蒲生地先

イ 点の位置

基点 A 旧孔雀園の鼻

〃 B 沖の鼻

〃 C 井上誠耕園研修センターの鼻

〃 D 旧二生村、三都村池田湾側境界

点 イ AとBを結ぶ直線上のAから 200 メートルの点

〃 ロ CとDを結ぶ直線上のCから 100 メートルの点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

名 称	漁 業 時 期
ひじき養殖業	12月1日から翌6月30日まで

(3) 存続期間 令和4年12月1日から令和5年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、  
正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

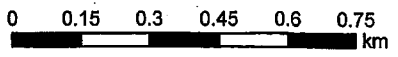
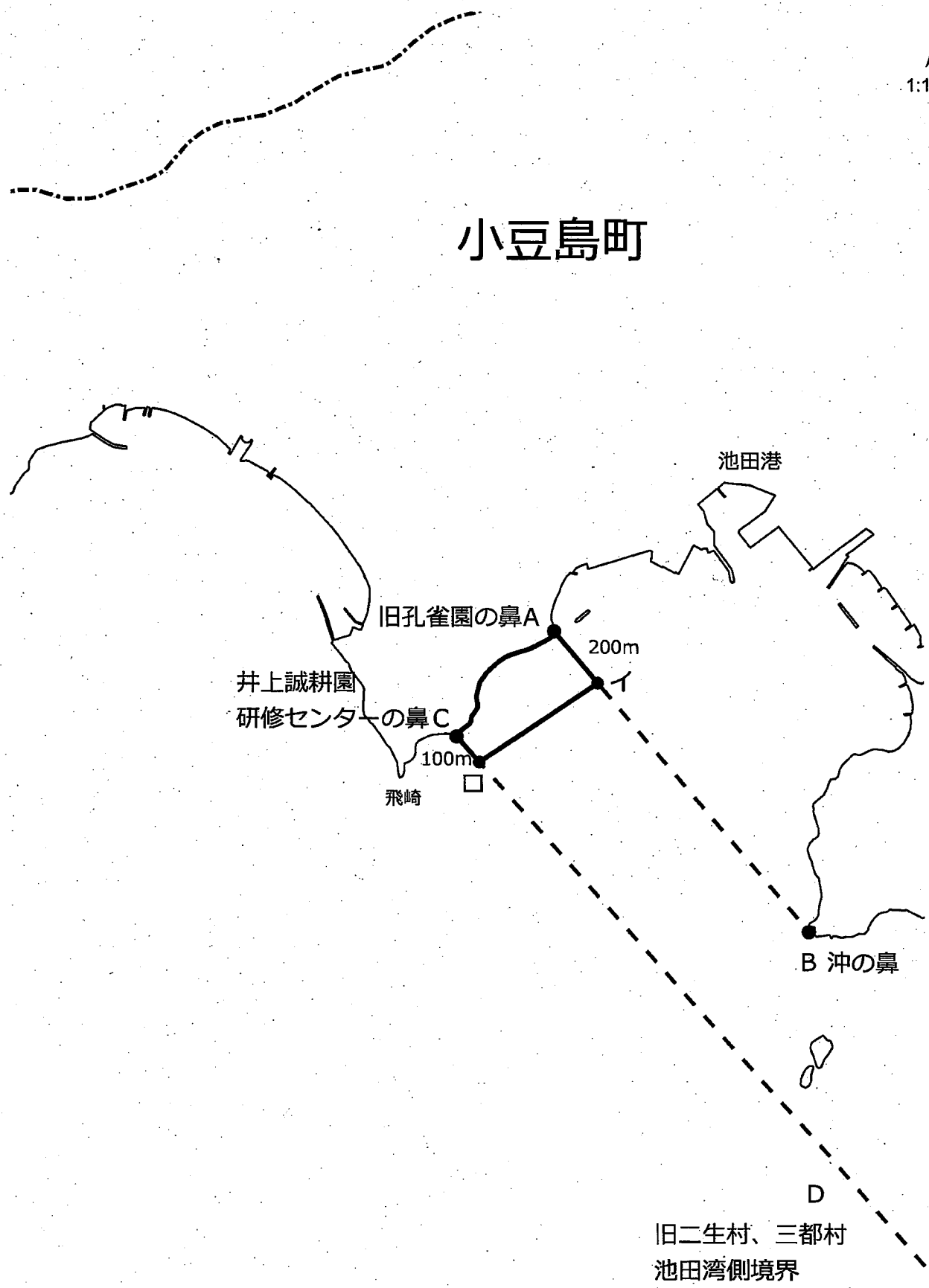
エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町蒲生



1:15,000

# 小豆島町



計画番号 区第 453 号 (ひじき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町室生地先

イ 点の位置

基点 A 小豆島ふるさと村護岸西側屈曲部

〃 B 観音崎西端

〃 C 沖の鼻

〃 D 旧二生村、三都村池田湾側境界

点 イ AとBを結ぶ直線上のAから 100 メートルの点

〃 ロ CとDを結ぶ直線上のCから 150 メートルの点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

名 称	漁 業 時 期
ひじき養殖業	12月1日から翌6月30日まで

(3) 存続期間 令和4年12月1日から令和5年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、  
正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町室生





# 小豆島町

小豆島ふるさと村  
護岸西側屈曲部

沖の鼻 C

A

100m

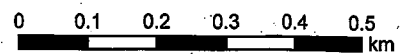
150m

I

B

観音崎西端

旧二生村、三都村 D  
池田湾側境界



計画番号 区第454号 (ひじき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町神浦地先

イ 点の位置

基点 A 株式会社サヌキ施設跡前護岸屈曲部

〃 B 長者鼻高頂

〃 C 崩鼻西北端

〃 D あおぎ鼻

点 イ AとBを結ぶ直線上のAから150メートルの点

〃 ロ CとDを結ぶ直線上のCから200メートルの点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

名 称	漁 業 時 期
ひじき養殖業	12月1日から翌6月30日まで

(3) 存続期間 令和4年12月1日から令和5年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

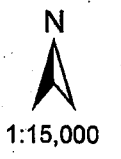
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、  
正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町神浦



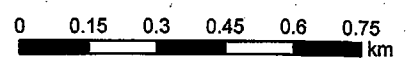
小豆島町

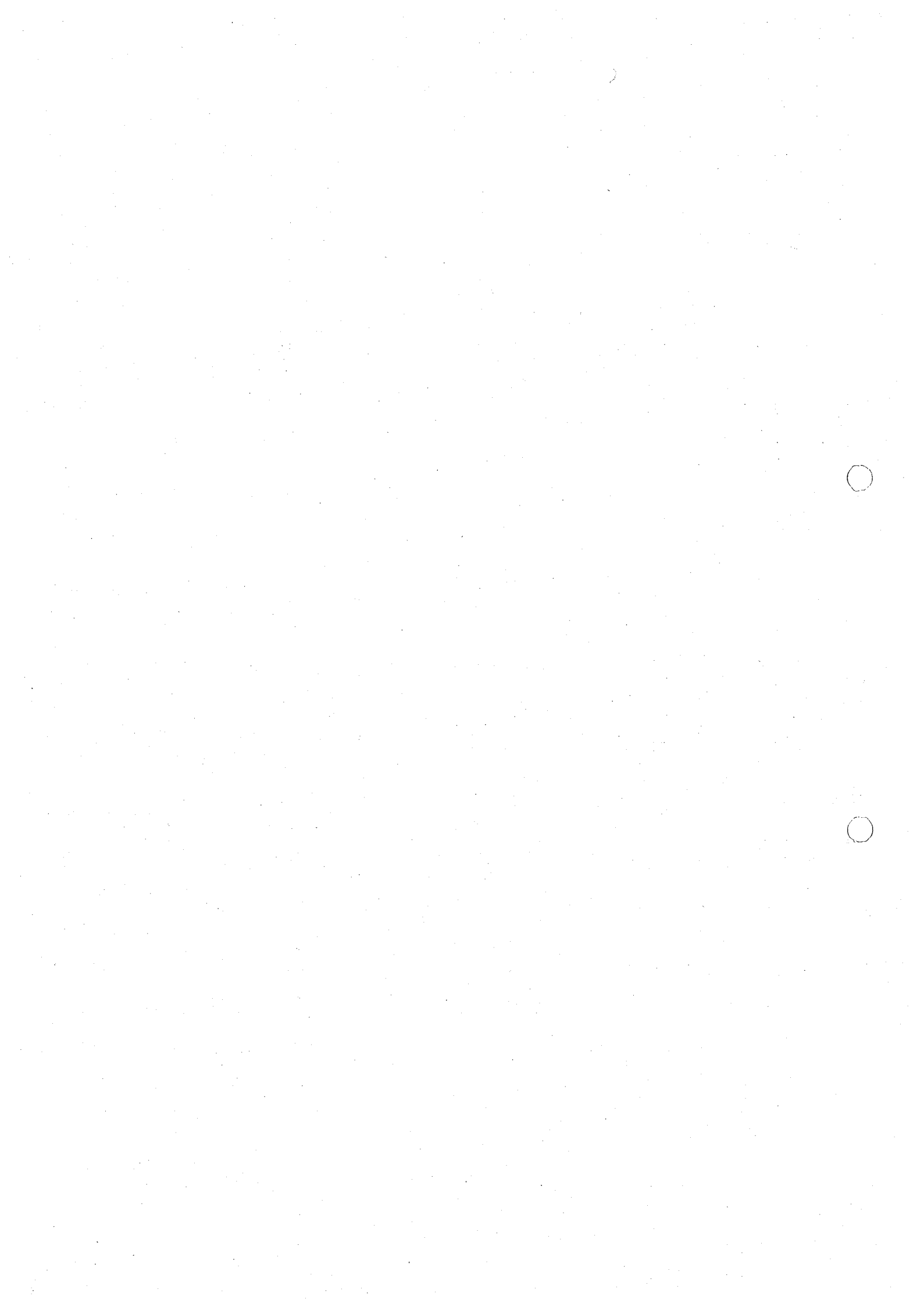
B 長者鼻高頂

D  
あおぎ鼻

200m  
C  
崩鼻西北端  
A (株)サ又キ施設跡前  
護岸屈曲部  
150m

地藏崎灯台





## 事務手続きスケジュール (予定)

### (1) 海区漁場計画の作成

R4. 5 : 土木関係課への協議、関係機関との調整

R4. 5. 24 : 海区漁業調整委員会 (事前協議)

R4. 5. 25~6. 27 : 利害関係者の意見聴取 (県 HP で公表、資料の閲覧)

R4. 6. 28 : 意見聴取の結果を県 HP で公表

R4. 7. 20 : 海区漁業調整委員会へ「海区漁場計画案」について諮問

R4. 8. 31 : 公聴会、海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申

公示 (県 HP※)、通知

※免許予定日 (R4. 12. 1)、免許申請期間の設定  
(R4. 9. 9~10. 7)

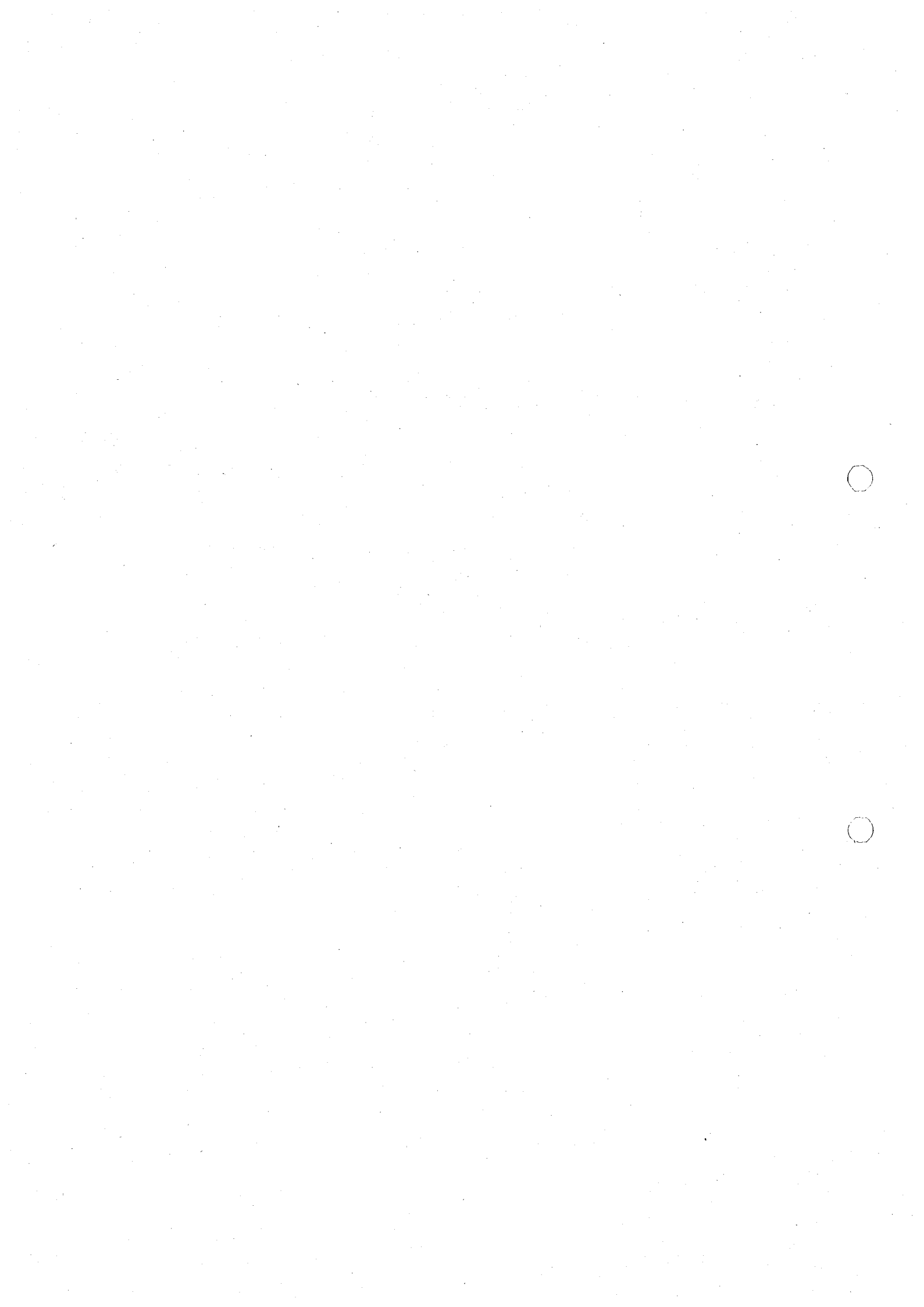
### (2) 漁業の免許及び漁業権行使規則の認可

R4. 9. 9~10. 7 : 免許申請、漁業権行使規則の認可申請

R4. 11 中旬 : 海区漁業調整委員会へ「免許の申請」について諮問

R4. 11 下旬 : 海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申

R4. 12. 1 : 免許状交付・行使規則認可、公示 (県 HP)、通知



## 資源管理の状況等の報告（共同漁業権、定置漁業権）について

漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされました。

また、知事は当該報告を受けて、海区漁業調整委員会に対し必要な事項を報告するものとされています。

今回、共同漁業権および定置漁業権について、各漁業権者から報告を受けた内容を取りまとめましたので報告します。

### 漁業法 抜粋

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

### ◎資源管理の状況等の報告（漁業権の漁獲成績報告）一覧

区 分		漁業の種類	件数	報告対象期間	提出期限		
区 画	第1種区画漁業	のり養殖業	82	翌3/31	5月末		
		わかめ養殖業	24				
		こんぶ養殖業	8				
		あおのり養殖業	6				
	区画漁業権については令和3年12月15日の委員会で報告済み						
	第3種区画漁業	真珠養殖業	1				
	魚類小割式養殖業	75					
	あかがい等養殖業	5					
共 同	第1種共同漁業	あわび漁業、なまこ漁業ほか	135	1/1～12/31	2月末		
	第2種共同漁業	建網漁業	藻建網 磯建網	65	1/1～12/31	2月末	
			かに建網 春かに建網		3/1～11/30	2月末	
	第2種共同漁業	柵網漁業	雑魚柵網	58	1/1～12/31 ～翌1/31	4月末	
			雑魚柵網以外		～翌2/末等		
第3種共同漁業	つきいそ、地びき網	7	1/1～12/31	2月末			
定 置	定置漁業	あじ定置網漁業	4	6/1～12/31	2月末		

# 報告の様式例

1種共同漁業

共同漁業権における資源管理の状況等の報告

〇〇漁業協同組合

第1種共同漁業 第〇〇号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

1 資源管理の状況等					
漁業権行使規則の取組実績	行使人数、操業期間、操業時間等を規制している場合には、その遵守状況等				
共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組	体長制限の遵守 〇〇の種苗放流（5 cmサイズ、〇〇千尾。〇月〇千尾） 藻場造成（〇〇を〇月に10基設置） 休漁（9/1～10/30） 有害生物の駆除（〇月に〇〇を〇千個駆除） 等				
その他の取組	海上における密漁監視（〇回） 漁村文化の継承に関する体験学習（〇回延べ〇人）等				
2 漁場の活用の状況					
漁業の名称	組合員行使権者数	延べ操業日数	漁獲量	採捕方法	備考
わかめ漁業	〇〇人	〇×人	kg		
あわび漁業			kg		
さざえ漁業			kg		
うに漁業			kg		
なまこ漁業			kg		
3 漁場を活用していない理由					



2種共同漁業（藻建、磯建）

共同漁業権における資源管理の状況等の報告

〇〇漁業協同組合

第2種共同漁業 第〇〇号（藻建網、磯建網）

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

1 資源管理の状況等								
漁業権行使規則の取組実績	行使人数、操業期間、操業時間等を規制している場合には、その遵守状況等							
共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組	体長制限の遵守 〇〇の種苗放流（5cmサイズ、〇〇千尾。〇月〇千尾） 藻場造成（〇〇を〇月に10基設置） 休漁（9/1～10/30）等							
その他の取組	海上における密漁監視（〇回） 漁村文化の継承に関する体験学習（〇回延べ〇人）等							
2 漁場の活用の状況								
漁業の名称	組合員行使権者数	延べ操業日数	漁獲量					備考
			マダイ	メバル・カサゴ	キジハタ	タケノコメバル		
藻建網 磯建網	〇〇人	〇×人	kg	kg	kg	kg	kg	
3 漁場を活用していない理由								

共同漁業権における資源管理の状況等の報告

〇〇漁業協同組合

第3種共同漁業 第〇〇号 ( )

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

1 資源管理の状況等					
漁業権行使規則の取組実績	行使人数、操業期間、操業時間等を規制している場合には、その遵守状況等				
共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組	体長制限の遵守 〇〇の種苗放流（5cmサイズ、〇〇千尾。〇月〇千尾） 藻場造成（〇〇を〇月に10基設置） 休漁（9/1～10/30）等				
その他の取組	海上における密漁監視（〇回） 漁村文化の継承に関する体験学習（〇回延べ〇人）等				
2 漁場の活用の状況					
組合員行使権者数		延べ操業日数			
漁業の名称	漁獲量				備考
	kg	kg	kg	kg	
3 漁場を活用していない理由					

定置漁業

定置漁業権における資源管理の状況等の報告

氏 名

定置漁業 第〇〇号 (あじ定置網)

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

1 資源管理の状況等								
資源維持、増殖等 のため実施してい る取組	体長制限の遵守 休漁 (〇曜日) 漁期の短縮 (〇/1～△/31) 等							
その他の取組	海上における密漁監視 (〇回) 漁村文化の継承に関する体験学習 (〇回延べ〇人) 等							
2 漁場の活用の状況								
漁業の名称	操業日 数	漁獲量						備 考
		マアジ	マルアジ	マサバ	サワラ			
あじ定置網	〇	t	t	t	t	t	t	
3 漁場を活用していない理由								

# 資源管理の状況等の報告(共同漁業権、定置漁業権)取りまとめ

報告対象期間：R3.1.1～R3.12.31

区分	漁業の種類	免許件数	活用漁場 件数※	割合	資源管理の 取組状況	生産量 (kg)	
共同	第1種 共同漁業	あおのり漁業	135	132	98%	体長、殻長制限 種苗放流等	0
		てんぐさ漁業					23
		わかめ漁業					4,041
		もずく漁業					0
		あさり漁業					420
		あわび漁業					1,388
		いわがき漁業					10
		さざえ漁業					7,861
		はまぐり漁業					100
		ばかがい漁業					0
		まで漁業					0
		えむし漁業					190
		ごかい漁業					0
		うに漁業					911
		なまこ漁業					23,200
小計						38,143	
共同	第2種 共同漁業	建網漁業	65	60	92%	体長制限の遵守 種苗放流等	112,673
		柵網漁業	58	48	83%		244,328
	小計						357,001
共同	第3種 共同漁業	地びき網	3	3	100%	体長制限の遵守 藻場の造成等	1,224
		つきいそ	4	3	75%		1,668
合計						398,035	
定置	定置漁業	あじ定置網漁業	4	4	100%	漁期の短縮	160,041

※未提出であった漁業権は除く

第二種共同漁業漁獲量内訳(建網)

(kg)

マダイ	メバル・カサゴ	キジハタ	ヒラメ・カレイ類	タケノコメバル	その他	計
62,507	15,424	8,226	4,312	1,314	20,889	112,673

第二種共同漁業漁獲量内訳(桝網)

(kg)

マイワシ	マアジ	サバ類	マダイ	スズキ	その他	計
19,706	22,167	18,696	62,618	5,682	115,460	244,328

第三種共同漁業漁獲量内訳(地びき網)

(kg)

スズキ	アオリイカ	ハマチ	サワラ	クロダイ	その他	計
406	286	333	99	60	40	1,224

第三種共同漁業漁獲量内訳(つきいそ)

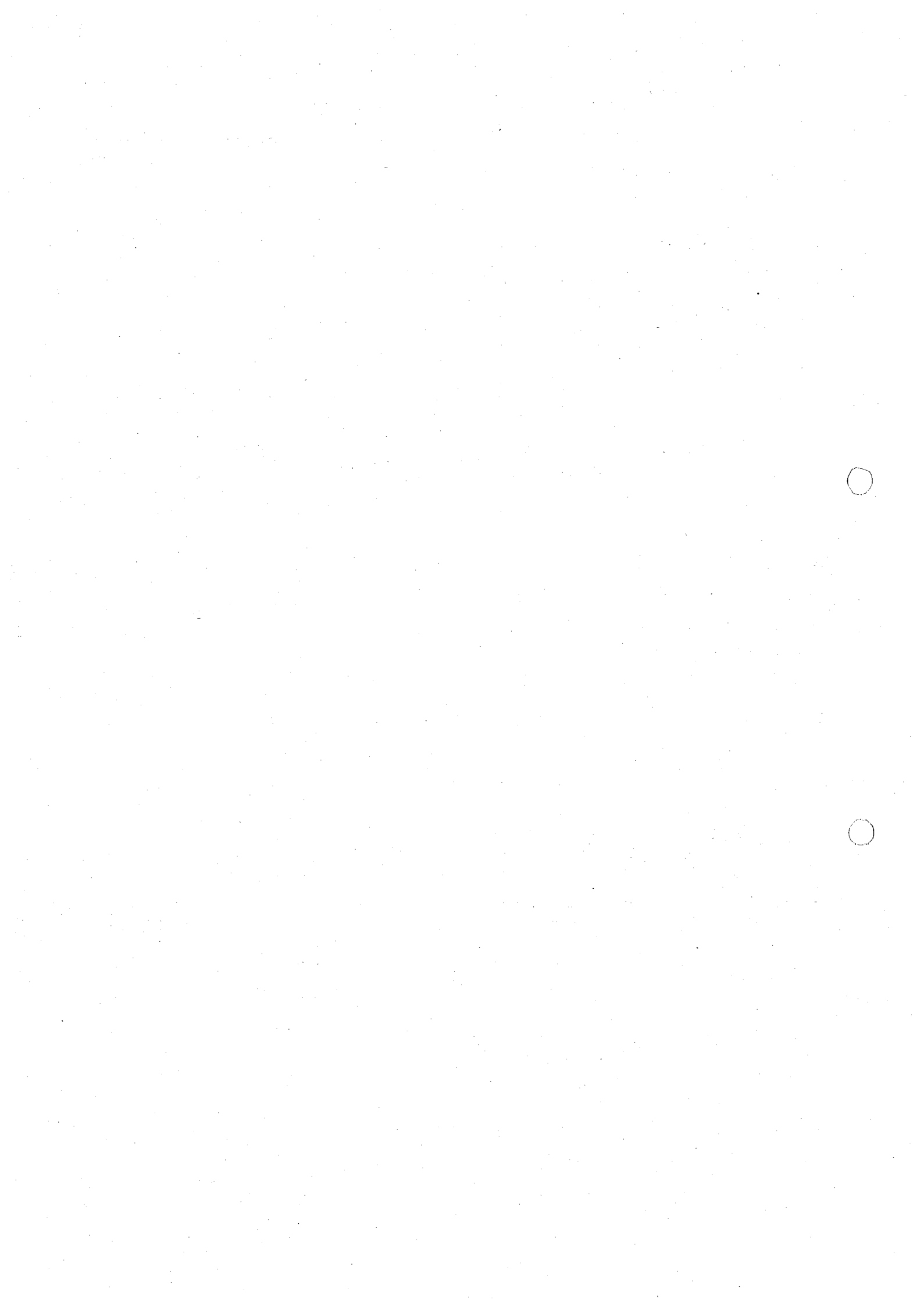
(kg)

スズキ	マダイ	キジハタ	メバル	クロダイ	その他	計
64	1,091	187	7	320	0	1,668

定置漁業

(kg)

マアジ	イワシ類	サバ類	マダイ	サワラ	その他	計
9,054	51,855	24,844	4,570	23,316	46,403	160,042



R4.8.31 資料3

香川海区漁業調整委員会

# 要 望 書

全国海区漁業調整委員会連合会

## 令和4年度 全漁調連要望書

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目的として水産改革関連法（漁業法等の一部を改正する等の法律）が平成30年12月に成立し、70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。

漁業法では「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」が明記され、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性を増すものと期待されております。

一方、全国を挙げて新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む中で、我が国の漁業を取り巻く環境は、依然として、資源の減少や魚価の低迷、多発する外国漁船の違法操業による資源の収奪、様々な問題が山積しています。尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことも課題となっています。

また、「沿岸漁業と沖合漁業との競合」、「クロマグロをはじめとする広域回遊種の資源管理の調整」及び「プレジャーボート等の遊漁と漁業の摩擦」など、解決方法がなかなか見えない深刻な課題も依然として続いています。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、国内外で生



じている水産物の安全性に関する風評による需要の低迷は、全国各地の水産業に今なお影響を与えています。

沿岸漁業にとって、漁業資源を有効に利用しながら、将来にわたり漁業を営んでいくためには、これらの課題の解決が不可欠であります。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和4年5月19日の第58回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和4年7月22日

全国海区漁業調整委員会連合会

会 長 鈴木 精

## 新規要望項目

- ・ 海区漁業調整委員の資質向上（海区漁業調整委員会制度について）
- ・ 成長対策の具体化（漁業法改正後の制度運用について）
- ・ 遊漁者の資源利用の実態把握（海洋性レジャーとの調整等について）
- ・ 遊漁者の資源管理の協力（海洋性レジャーとの調整等について）

## 全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

## 新規要望項目

### I 海区漁業調整委員会制度について

#### 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

### V 漁業法改正後の制度運用について

#### 成長対策の具体化

漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。

### VII 海洋性レジャーとの調整等について

#### 遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。

#### 遊漁者の資源管理の協力

漁業者に対する操業規制の公平性を担保する観点から遊漁者の組織化を進め、資源管理について協議、周知できる体制を整えること。

## 全要望項目

### I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

令和2年12月の漁業法施行により、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。今後も国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構の運用により、海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続き対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須必要不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

#### 1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

#### 2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

海区漁業調整委員会が、今後とも漁業調整機構としての役割発揮と新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

#### 3 新たな漁業関係法令の改正について

令和2年12月に改正漁業法が施行され、新たな制度が開始し、令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されていることから、その適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

#### 4 海区漁業調整委員の資質向上について【新規】（再掲）

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

## II 沿岸漁場の秩序維持について

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反（密漁）が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体がさらなる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

### 1 違法操業の取締強化等

組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギの密漁等に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁については今後も協力・連携体制を充実していただき、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

## 2 「密漁もの」の流通防止

- ① 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようなより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。
- ② 水産流通適正化法の施行に向けて、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。
- ③ シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。

## III 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて国の主導で平成 27 年から数量管理が導入され、平成 30 年からは T A C 法に基づく漁獲可能量管理が開始されています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊が稀であった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

つきましては、影響を受ける漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

### 1 クロマグロ資源の適正利用

- ① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等

北太平洋マグロ類国際科学小委員会 (ISC) によると、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) での決定事項である暫定回復目標 (親魚資源量を 2024 年までに歴史的中間値である約 4 万 3 千トンへ回復) を

達成する確率を98%と将来予測したことなどを踏まえ、WCPFCにおいて、今後とも、漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。その際には近年の来遊状況の変化にも配慮した配分とすること。

また、令和3年4月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう措置すること。

## ② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等

漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合わせて検討すること。

また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。

なお、資源管理の推進にあたっては、定置漁業など魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明と瀬戸内海等での来遊調査を行うこと。

## 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

### ① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保やより機動的な枠の融通などの仕組みを確立すること。

### ② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設

定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。

また、漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、クロマグロ混獲回避や放流活動（へい死した場合、海上投棄とみなされないよう海

上保安部との情報共有を含む)、休漁に対する支援への十分な予算の確保と、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じること。

このほか、再放流等のための経営コスト増大については、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」等が措置されているが、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

### ③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等

数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする(下げ止め)措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策(強度資源管理タイプ)の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。

漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

### ④ 漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

## 3 遊漁者等の操業自粛措置

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、国際的なくろまぐろの資源管理の経緯や国内漁業者の取組み状況について、遊漁者の理解が深まるよう丁寧な説明を行い周知を徹底すること。

また、遊漁者による大型魚採捕の再開にあたっては、具体的な管理の枠組み整備を国の責任で早急に進めるとともに、速やかに正確な採捕数量が把握できるよう遊漁者の報告体制を確立すること。



#### IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和3年2月に北太平洋漁業委員会（NPF C）で、令和3年と令和4年の資源管理措置は、現行の漁獲枠を40%削減することで合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

クロマグロ漁業では、平成30年からTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

##### 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

- ① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じたうえで、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。
- ② 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。

- ③ カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理を強化すること。
- ④ レジームシフトや地球温暖化など海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るため必要な措置を講ずること。
- ⑤ いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入にあたっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「I Qの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。

## 2 マサバ太平洋系群の適正利用

- ① 安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の漁獲枠を資源に影響が及ばないよう設定すること。
- ② 目標管理基準値は、レジームシフトや地球温暖化などの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけでなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。
- ③ 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行なうこと。

### 3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大臣許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用並びに操業調整の対策や取組を推進すること。

### 4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

### 5 沖合漁業の操業秩序の確立

- ① 大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等（付属船）へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。

なお、VMS航跡情報の運用・活用については、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のため、許可条件とするなど改善を図ること。

- ② VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

## V 漁業法改正後の制度運用について

70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。改正漁業法のもとでは、TAC魚種の拡大やIQが導入されますが、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱えています。

また、漁業権については、法定の免許の優先順位が廃止されたことで、次の漁業権切替では事務上の混乱が生じる懸念があります。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

### 1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。

また、そのためのシステムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に、許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、整備が十分に進んでいないため、令和4年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

### 2 新制度の円滑な運用について

- ① 新たな制度の円滑な運用にあたっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。
- ② 改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対して早めに技術的助言を行うなど適切に指導・助言を行うこと。

### 3 新たな資源管理措置等について

- ① 新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、対象魚種ごとに生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、MSYベースでの漁獲量管理を行わないこと。
- ② IQ導入によるトン数制限の撤廃など新たな資源管理措置により、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明を丁寧に行い、漁業の実態を踏まえた実行可能性を考慮し、漁業者等の理解と合意のもとに進めるなど、慎重な対応をすること。
- ③ 漁獲可能量の配分は地域の漁業の特性を考慮するとともに、都道府県等の間で漁獲枠の融通を積極的に行うなど、漁獲枠の上限を超える漁獲による採捕停止に追い込まれない仕組みを構築すること。特に選択的に漁獲ができない定置漁業や地先への来遊に依存する沿岸の零細漁業などの経営に十分配慮すること。そのうえで、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するための十分な対策を講じること。
- ④ 漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。【新規】（再掲）

### VI 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、尖閣諸島に対する中国の不当な干渉や韓国による竹島の不法占拠等により当該海域での我が国の漁業者の操業が不能となり、共同で利用されるべき暫定水域等を韓国や中国の漁船に一方的に占拠される等の状況が続いています。

また、平成25年に調印された日台漁業取決めでは、我が国の排他的経済水域内で台湾漁船の操業を認めるなど関係漁業者の大きな負担となった他、平成28年1月にはロシア連邦議会においてロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業を禁止する法律が成立したことから、日本漁船が同水域で

さけ・ます流し網漁業の操業ができなくなるなど、地域経済に大きなダメージを与えるような新たな問題も次々に発生しています。

さらに、我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。これに加え、平成 29 年 6 月以降大和堆において数百隻規模の北朝鮮籍とみられるいかさし網漁船による違法操業が継続しており、我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど操業妨害、安全操業を脅かす新たな事態も生じています。

外国漁船は、資源管理の必要を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、平成 26 年 8 月の尖閣諸島近海で悪質な当て逃げ事故、令和元年 10 月には日本海大和堆周辺の我が国排他的水域内での衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

また、平成 30 年 6 月の米朝首脳会談を機に落ち着いていた北朝鮮による弾道ミサイル発射は、令和元年 5 月以降繰り返し行なわれ、日本海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

## 1 排他的経済水域の境界の画定

竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。

## 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

- ① 日台漁業取決め適用水域内から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域及び取り決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。

- ② 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のP I 保険への加入義務化を促すこと。
- ③ 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国のEEZ内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

- ④ 中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯27度以南の海域について日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

- ⑤ 地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保のため、操業条件の緩和と国による支援並びに積極的な外交交渉を行うこと。
- ⑥ 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生していることからロシア船による漁具被害発生時において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定すること。

### 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

- ① サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を

未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻ならびに人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

- ② 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。
- ③ 外国漁船等のわが国海域への避泊にあたっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。
- ④ 北朝鮮のミサイル発射については、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

#### 4 被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、漁場機能維持管理事業等による対策を充実、強化すること。

### VII 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。

また、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボート等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い



利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。

中でも、規制緩和により免許・登録が免除されたいわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国においても民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、今後、海洋性レジャー人口の増加や気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加を防止し、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

また、プレジャーボート、ミニボートともに海難事故が発生すると、その救助活動の多くを漁業者が負担している一方で、事故を起こした利用者が十分な保険にも加入していないことが多く、漁具、漁船等の物損被害の補償など事故後の処理においてトラブルがさらに拡大することも珍しくありません。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

## 1 遊漁と漁業の調整

### ① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

### ② スピアフィッシングに対する指導強化

スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務づけ、安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。

### ③ 遊漁者の資源利用の実態把握【新規】（再掲）

国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適

確に管理すること。

④ 遊漁者の資源管理の協力【新規】（再掲）

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化を進め、資源管理について協議、周知できる体制を整えること。

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

① プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

② プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化等、新たな対策の検討

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート等を利用する遊漁者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

3 ミニボートによる危険行為の防止

① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施

ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、安全啓発活動だけではなく、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備

商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習

受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

④ ミニボートの保険加入義務化

日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。

